

小学校 保護者の皆様へ

「臨時的な児童・生徒の居場所」の休止について（お知らせ）

本市では、新型コロナウイルス感染拡大を受け、4月8日（水）から、臨時的な児童・生徒の居場所の利用を自粛し家庭での保育協力をお願いしておりますが、政府は、感染拡大を食い止めるためには、人と人との接触を最低でも7割、極力8割減らすよう求めており、感染拡大防止および、お子様や保護者の皆様の健康を守るためにはさらなる対策が必要です。

つきましては、4月20日（月）から5月6日（水）までの間、原則、臨時的な児童・生徒の居場所を休止することとします。ただし、下記に該当する場合で、やむを得ず利用が必要な場合につきましては、「緊急的な居場所の利用申請書（別紙1）」（各校に設置するとともに、市のHPからダウンロードできます）を利用日初日に、提出いただきますようお願いいたします。

保護者の皆様には、本趣旨を十分ご勘案の上、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1. 臨時的な居場所の休止期間

令和2年4月20日（月）～5月6日（水）

2. 緊急的な居場所利用の対象となる家庭

- ・医療従事者
- ・警察、消防、介護施設等に勤務し、社会の機能を維持するためには就業を継続することが必要な方
- ・ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方

3. 緊急的な居場所運営時間

8時30分～17時（土日祝日を除く）

4. 運営場所

留守家庭児童会室、教室等

5. 緊急的な居場所受付場所

これまでの臨時的な居場所の受付場所

6. その他

- ① 職員による指導等はいませんので、自習用の教材や読書用の書籍などは各自でご準備ください。
- ② 水分補給用のお茶は必ず持たせてください。また、昼食が必要な場合は、各自でご準備ください。
- ③ 可能な範囲で保護者による送迎をお願いします。
- ④ 毎朝、必ず、お子さまの検温や健康観察をしてください。
- ⑤ 通常、学校に持っていくことが禁止されている物は持たせないでください。

7. 問い合わせ先

枚方市教育委員会 学校教育部 教育指導課

TEL：050-7105-8052 FAX：072-851-2187